

令和6年度 千代田区ふるさと納税返礼品提供事業者等の募集に関する要項

令和6年5月27日制定

令和6年8月15日改正

1 目的

ふるさと納税制度により千代田区（以下「区」という。）へ寄付した区外在住者（以下「寄附者」という。）に対して、感謝の意を表するとともに、区の魅力発信、産業・地域経済の活性化、観光の振興を図るため、寄附者に対して贈呈する商品（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）及び「PayPay 商品券」の取扱店を募集します。

2 中間事業者との契約について

区では、効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理及び寄附者からの問合せ対応に万全を期すため、ふるさと納税業務の一部を業務委託しています。返礼品が採用となった場合には、区が指定する下記の間接事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わしてください。

（中間事業者）

事業者名 : 株式会社さとふる
住 所 : 東京都中央区京橋二丁目2番1号
代表者名 : 代表取締役社長 藤井 宏明

3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者として登録できるものは、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 各種法令、例規等に沿った生産、製造、販売、サービス等を行っていること。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等、事務・生産拠点又は役務（サービス）の提供場所が区内にあること。
- (3) 税の滞納がないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又はこれらに類する営業ではないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、更生又は再生手続きを行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態）に陥っていないこと。
- (6) 千代田区暴力団排除条例（平成24年千代田区条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (7) 返礼品の提供に関する問合せ、事故及びトラブル（配送に関するものを含む。）等への対応、品質の保証、クレーム対応、損害賠償請求等が生じた場合の適切な対応等が可能であること。また、その対応状況等について中間事業者へ速やかに報告ができること。
- (8) インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、中間事業者が提供する

- システム（以下「管理システム」という。）を利用した受注管理が可能であること。
- (9) 管理システムを使用するパソコンは、最新のソフトウェアにバージョンアップを行い、セキュリティソフトを入れる等のセキュリティ対策を講じていること。

4 返礼品の要件

(1) 採用要件

返礼品は、区の魅力を発信し、産業・地域経済の活性化又は観光の振興に寄与するものであることを前提として、次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

- ア 平成 31 年総務省告示第 179 号において総務大臣が定める地場産品基準のほか、国が通知等で定める返礼品に関する基準（以下これらを「国基準」という。）に適合するものであること。
- イ 公序良俗に反しないものであること。また、特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものでないこと。
- ウ 科学的根拠のない効果、効能を謳うものでないこと。
- エ 個人の趣味、特技により私的に生産、販売又は提供されるものでないこと。
- オ 返礼品提供事業者以外の第三者が著作権その他の権利を有する場合にあっては、区の返礼品として提供することについて当該権利者の許諾を得ていること。
- カ 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定又は数量限定で供給するものは除く。
- キ 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法等、関係法令を遵守しているものであること。
- ク 食料品又は飲料品の場合にあっては、寄附者に到着後、一定期間の消費期限又は賞味期限を有しているものであること。
- ケ 役務（サービス）の提供の場合にあっては、一定の利用期間を設けること。ただし、日時が指定されている場合は、この限りでない。
- コ 役務（サービス）の提供の場合にあっては、寄附者との利用に係る調整を行うことができる体制が整っていること。
- サ イベント等への参加の権利等を返礼品とする場合にあっては、当該イベント等が中止されたときの寄附の取扱い等についてあらかじめ区と協議を行うこと。
- シ 利用券等のチケットを発券する場合にあっては、転売や譲渡の防止に係る対策を講ずること。
- ス 役務（サービス）の提供の場合にあっては、チェーン店やフランチャイズ店等、全国各地で同様の店舗又は施設により、同様のサービスの提供を行うことを目的としたものでないこと。

(2) 発送方法

返礼品の発送は、次に掲げる事項を遵守して行うようにしてください。

- ア 返礼品は、寄附金の入金後寄附者が指定する返礼品を寄附者が指定する送付先に送付すること。
- イ 発送は、原則として配送状況を随時確認することができる配送サービスを利用し行うこと。
- ウ 区のPRに資するリーフレット等の同梱を区が依頼した場合は、送料に変更が生

しない範囲において、可能な限り協力すること。

エ 返礼品の送付を行う時に限り、送料に影響しない範囲において返礼品提供事業者の事業等のPRに資するリーフレット等を同梱することができるものとする。

(3) 提供価格及び寄付金額

返礼品の提供価格及び寄附金額は次に掲げるとおりとします。

ア 返礼品の提供価格（以下「提供価格」という。）は、1,500円以上とし、これには商品代金、サービス料、諸税、梱包費用及びその他事務経費を含むものとする。

イ 寄附金額は、提供価格に3分の10を乗じて得た金額（千円未満切上げ）に、当該返礼品の送料相当分を加えて得た合計額を基本として、区が定める。

ウ 送料は原則、区が負担する。ただし、提供価格に比べて送料が高額となる場合については、その送料の一部を寄附者負担とする場合がある。

(4) 費用負担について

ア 区が負担する返礼品の提供に係る費用（以下「返礼品提供費用」という。）は、各返礼品の提供価格に当該返礼品の発送実績の件数を乗じて得た金額とし、中間事業者を通じて区が支払うものとする。

イ 中間事業者は、集荷実績日のあった月の翌月末までに、返礼品提供事業者が指定する口座へ返礼品提供費用を振込みにより行うものとする。

ウ 返礼品の回収及び再発送、代替品等による保証及び返礼品の交換等に要する費用については、返礼品提供事業者が負担するものとする。ただし、寄附者の過失等、返礼品提供事業者の責めに帰さない理由により返礼品の再発送が必要となった場合については、再発送の前に区と協議し、その費用負担を決定します。

エ 配送業者の配送事故等に係る費用の負担については、当該配送事業者との取り決めにより対応するものとする。

オ 天災等の不可抗力事由により返礼品を提供することができない場合の費用負担については、区と協議の上で対応するものとする。

5 PayPay商品券

区は電子商品券「PayPay商品券（※）」を返礼品として設定します。PayPay商品券を取り扱う区内の店舗や施設等（以下「PayPay商品券取扱店」という。）を募集します。

※ PayPay商品券とは、ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」で寄附することで取得できる電子商品券のことです。寄附額の30%が寄附者に付与され、PayPay商品券取扱店において、利用することができます。

(1) PayPay商品券取扱店の要件

PayPay商品券取扱店は、次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

ア 店舗等を運営する事業者の要件

- ・ 「3返礼品提供事業者の要件」のうち（1）から（7）までに定める要件に適合するものであること。
- ・ PayPay決済システムを導入済みの店舗や施設等であること。

イ PayPay商品券と交換できる商品又はサービスの要件

- ・ 「4返礼品の要件（1）採用要件」に定める要件に適合するものであること。
- ・ チェーン店やフランチャイズ店等、全国各地で同様の店舗又は施設により、同様の商品又はサービスの提供を行うことを目的としたものでないこと。

(2) PayPay商品券取扱店の責務

次に定める全ての事項を遵守する必要があります。

ア 上記（1）イに該当しない商品又はサービスを同一の店舗等において提供している場合は、個々の商品又はサービスにおけるPayPay商品券の利用の可否について、明確に区分し表示すること。

イ PayPay商品券の取扱いについて、店舗等の利用状況等を確認する必要があると区が判断した場合は、立入調査等、区の要請に適切に対応すること。

(3) その他

PayPay商品券の利用に関する手数料は、電子決済システムの運営会社とPayPay商品券取扱店の間で個々に取り交わす契約内容に基づいて支払われるものとし、区は当該手数料の一切を負担しません。

6 応募方法

返礼品提供事業者又はPayPay商品券取扱店（飲食業以外の営業を行う店舗等に限り。）として登録を希望する場合は、その区分に応じて、次に掲げる内容に基づき申請を行ってください。

※区内飲食店（チェーン店、フランチャイズ店等を除く。）は、ご応募いただかなくても自動的にPayPay商品券取扱店となります。

項目	返礼品提供事業者	PayPay商品券取扱店（飲食業以外の営業を行う店舗等に限り。）
① 募集受付期間	区が別に指定する期間	通年
② 返礼品上限数	1事業者あたり10点まで	—
③ 提出書類	ア 返礼品提供事業者登録申請書兼誓約書（様式1） ※データ、写しの2種類	PayPay商品券取扱店登録申請書兼誓約書（様式3） ※データ、写しの2種類
	イ 返礼品提案書（様式2） ※ 返礼品ごとに様式を作成すること	
	(共通) パンフレット等、事業者の活動内容が分かる資料 ※ 事業概要等について自社のホームページ等で確認ができる場合は、そのURLを提出書類に記載することで、これの提出を省略することができます。	
④ 提出方法	(共通) ア 原則として、電子メールでご提出をお願いします。 提出先：	

	千代田区政策経営部総務課 ふるさと納税担当 furusato-tax@city.chiyoda.lg.jp
イ	メールの件名： 「【事業者名】返礼品提供事業者申請書等提出」 又は 「【事業者名】PayPay商品券取扱店申請書等提出」 ※ 件名の先頭に、事業者名を入れること。
ウ	メールの添付書類： 「③提出書類」に掲げる書類

7 審査及び結果の通知

(1) 返礼品提供事業者及び返礼品について

返礼品提供事業者及び返礼品の登録については、区が一次審査をした上で、総務省に返礼品としての適合性についての確認申請を行います。その時点で、区の一次審査の結果をお知らせします。

また、総務省による返礼品の適合性確認に関する最終結果の通知が区に届き次第、その内容を区から返礼品提供事業者にお知らせします。

(2) PayPay商品券取扱店について

PayPay商品券取扱店の登録については、区が審査をした上で、その結果を区から事業者に随時お知らせします。

8 登録内容の変更、追加及び廃止

返礼品提供事業者及び返礼品、PayPay商品券取扱店の登録内容の変更又は登録の廃止をする場合は、「返礼品提供事業者及び返礼品、PayPay商品券取扱店登録内容変更届・廃止届（様式4）」を「6応募方法④提出方法」に示した提出先に提出してください。

なお、提出書類の確認やポータルサイト等の変更には一定の期間を要するため、原則として変更又は廃止をしようとする1か月前までに届出を行ってください。届出の遅れにより不利益が生じた場合、区は責任を負いません。

また、返礼品を新たに追加登録する場合は、「返礼品提案書（様式2）」を「6応募方法④提出方法」に示した提出先に提出してください。

9 その他留意事項

(1) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守してください。

(2) 返礼品提供事業者は、返礼品の提供に係る業務を処理するために知り得た寄附者の個人情報を返礼品の送付目的以外に使用してはならず、又は第三者に漏洩してはならない。返礼品提供事業者でなくなった後においても同様とします。

(3) 返礼品提供事業者及び返礼品の登録後、次の事由に該当する場合は、当該登録を取り消す場合があります。

ア 返礼品提供事業者の要件や返礼品の採用要件を満たしていないことが判明した場合

イ 国基準の改正等により、返礼品の採用要件を満たさなくなったと区が判断した場合

合

ウ 返礼品としての取扱いに支障がある事由が生じた場合

エ 区のイメージ等を損なう事態を生じさせた場合

- (4) Pay Pay商品券取扱店の登録後、「5 Pay Pay商品券」に定める要件等に適合しなくなったほか、上記(3)に掲げる事由に該当する場合は、当該登録を取り消す場合があります。
- (5) 返礼品提供事業者は、寄附者等からの返礼品の品質等に関する苦情や補償に関して真摯に対応して解決に努めてください。また、当該内容について中間事業者を通じて速やかに区に報告してください。
- (6) 返礼品提供事業者として登録したこと又は返礼品を登録したことにより、返礼品提供事業者が被った損害又は第三者に与えた損害に対して、区は一切の責任を負いません。
- (7) 返礼品提供事業者は、返礼品の提供に係る業務において、区又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 返礼品提供事業者は、区又は中間事業者の求めに応じ、返礼品や返礼品提供事業者等に関する情報（製造場所の所在地、製造加工内容の詳細等）を提供してください。
- (9) 返礼品提供事業者から提供を受けた返礼品の写真、紹介文等については、区が行うふるさと納税に関する広報活動において雑誌や新聞、テレビ等に情報や画像を提供できるものとします。
- (10) 返礼品提供事業者は、返礼品が採用された場合には、区のふるさと納税の返礼品に登録されていることを店頭や自社のホームページ等でPRすることができるものとします。
- (11) 本要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、区又は中間事業者と協議の上で解決するものとします。

10 問い合わせ先

- (1) 応募からポータルサイト掲載までの手続など
千代田区政策経営部総務課 ふるさと納税担当
電話 03-3264-0799
メール furusato-tax@city.chiyoda.lg.jp
- (2) ポータルサイト掲載後の流れなど
(中間事業者)
株式会社さとふる さとふるサポートセンター
メール cs@satofull.co.jp
※メール件名に必ず「千代田区」とご記入ください